

徳島県航空運用調整班活動計画（案）

1 目的

この計画は、徳島県内で、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害等が発生し、複数機関のヘリコプター又は固定翼機（以下「ヘリ等」という。）が災害対策活動に従事する必要がある場合において、徳島県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）におけるヘリ等の安全かつ効率的な航空運用調整を行うため、必要な事項を定めるものとする。

なお、本計画は徳島県航空運用調整会議の参画機関（以下「参画機関」という。）が独自に行う災害対策活動を妨げない。

2 航空運用調整班の設置

- (1) 県は、県内で大規模災害等が発生し、徳島県災害対策本部運営規程に基づく配備体制を施行した場合において、複数のヘリ等が災害対策活動に従事する必要があり、ヘリ等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、災害対策本部統括司令室統合作戦部部隊運用班内に航空運用調整班を設置する。
- (2) 航空運用調整班は、参画機関から派遣された要員（以下「調整班員」という。）で構成するものとする。
- (3) 航空運用調整班の班長は、消防保安課航空消防防災担当室長をもって充てる。ただし、班長に事故等がある場合は、災害対策本部長が指名した者をもって充てる。
- (4) 班長の補佐として、徳島県消防防災航空隊副隊長をもって充てる。
- (5) 消防防災航空隊員は、原則として、徳島飛行場にヘリベースを開設する。
また、受援体制が整った後、必要な情報の提供等、航空運用調整班の補助を行う。

3 航空運用調整班の任務

- (1) ヘリ等を必要とする災害状況の把握及び出動ヘリの調整
- (2) ヘリ等の安全運航に関する調整
- (3) ヘリ等の収集場所（空港、場外離着陸場）及び活動拠点等の調整
- (4) 燃料補給体制の調整
- (5) 場外離着陸場及び活動拠点等での地上支援活動の調整
- (6) その他必要な事項

4 調整班員の参集等

- (1) 県は、航空運用調整班を設置した場合には、参画機関に対して航空運用調整班の設置及び調整班員の参集を通知するものとする。
- (2) 参画機関は、調整班員の参集の可否を災害対策本部に報告するとともに、次に掲げる情報等を必要に応じ、提供するものとする。
 - ① 収集した災害情報及び映像
 - ② 既に実施した災害対策活動状況
 - ③ 今後予定している災害対策活動及び飛行計画
 - ④ ヘリ等の性能・装備情報及び整備までの飛行残時間情報
 - ⑤ 使用予定駐機場所及び場外離着陸場
 - ⑥ 燃料給油計画
 - ⑦ その他必要な事項

5 災害対策活動

参画機関は、災害対策本部の活動方針に基づき、次の任務を行うものとする。

- (1) 情報収集活動
- (2) 消火活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動
- (5) 緊急人員（部隊）搬送
- (6) 緊急物資輸送
- (7) その他ヘリ等による活動が有効と認められる活動（ヘリベース、S C U 等の後方支援活動及び避難誘導等の広報活動等）

6 ヘリ等の運用

(1) 要請事案の割振調整

- ① 被害状況を踏まえ、参画機関と調整の上、優先すべき事案から割振りを行う。事案の割振りは各参画機関に対して行い、各機体への任務付与は各機関において行う。
- ② 多数の要請が集中した場合は、参画機関と協議の上、担当する区域分け又は任務割、時間割等の調整を行う。

(2) 重視する運用

- ① 情報収集、人命救助
 - ア 被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集
 - イ 陸路到達困難区域での空からの消火・救助・救急活動のためのヘリ等の配分

ウ 人命救助のための部隊の輸送及びDMA T参集のためのヘリ等の活用

② 医療搬送

広域医療搬送のためのヘリ等の活用（傷病者の発生状況やSCUへの患者の搬送状況を踏まえたヘリ等の追加配分を含む）

7 安全対策

- (1) 安全運航確保のための航空情報(ノータム)やサイレントタイムの発出
- (2) 飛行計画及び災害対策活動に係る高度区分
- (3) 使用航空波その他の無線運用の調整
- (4) ヘリコプター動態管理システムによる機体管理及び情報共有
- (5) フライトサービスの開設
- (6) 参画機関以外（報道関係機関等）のヘリ等の活動状況の把握
- (7) その他安全運航に関する事項

8 受援体制

(1) 徳島飛行場（ヘリベース）における受援体制

ヘリが徳島飛行場に集結する場合は、県消防防災航空隊に対して次の事項の調整を指示するものとする。

- ① 駐機場所の調整
- ② 夜間における離着陸に係る調整
- ③ 燃料の確保及び給油方法
- ④ 応援航空隊員等の待機及び宿泊場所の確保
- ⑤ その他必要な事項

(2) 場外離着陸場（フォワードベース、ランディングポイント及び活動拠点等）における受援体制

ヘリが場外離着陸場に集結又は活動拠点として使用する場合は、県消防防災航空隊に対して次の事項の調整を指示するものとする。

- ① 駐機可能機数
- ② 管轄消防本部等の支援
- ③ 連絡可能な無線及び周波数
- ④ 燃料の確保及び給油方法
- ⑤ 応援航空隊員等の待機場所の確保
- ⑥ その他必要な事項

9 予備機等の活用

運航管理会社の所有するヘリ等予備機による被災地への派遣を検討する。

10 航空運用調整班の活動終了

県は、災害の推移等により、ヘリ等の災害対策活動等の調整を要しない場合は、航空運用調整班を解散する。

11 その他

県は、災害対策本部の設置に至らない災害発生時においても、参画機関が保有するヘリ等が県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合には、本計画を準用する。

附 則

この計画は、平成 28 年 月 日から施行する。

別紙1

徳島県航空運用調整班 参画機関一覧

陸上自衛隊 第14旅団 第14飛行隊
海上自衛隊 徳島教育航空群
海上自衛隊 第24航空隊
海上保安庁 第五管区 徳島海上保安部
徳島市消防局 警防課
四国航空株式会社
学校法人ヒラタ学園
関西広域連合広域医療局 広域医療課
徳島県警察本部
徳島県危機管理部

※ 災害規模等に応じ、拡大・縮小する

用語の解説

◆ 広域医療搬送

被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うために国が政府の各機関の協力の下で行う活動であり、自衛隊機等による航空搬送時の診療、S C Uにおける診療、S C Uの運営等を含む。広域医療搬送は、被災地域及び被災地域外の民間や自衛隊の空港等に広域医療搬送拠点を設置して行う。

◆ サイレントタイム

要救助者の発する声や物音を聞くため、飛行を中止又は静かな状態にする時間。

◆ ノータム

航空機の安全運航のために、関係機関が出す飛行場・運航業務の変更や訓練などの情報（飛行自粛区域の設定など）。

◆ フォワードベース（F B）

被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。

被災地近傍において、航空活動を安全かつ効率的に行うことの目的として設置する補給点・給油点などに使用する臨時離着陸場を対象とする。

◆ フライトサービス

ヘリ等が安全・円滑に活動できるよう局地的にその周辺空域に関する情報提供を行うため場外離着陸場に設置される情報提供所。

周辺空域に関する情報とは、気象、他機の活動状況及び離着陸に係る支援情報等。フライトサービスを設置する場合には、航空情報（ノータム）により周知を行う。

◆ ヘリベース（H B）

災害の終始を通じて、ヘリコプター運用に関する指揮（指示・任務付与）を実施し、かつ駐機、給油、装備及び宿泊（近隣宿泊を含む）が可能な拠点及び航空隊の進出拠点（集結場所）をいう。

通常は、空港、ヘリポート、自衛隊基地等に設置し、状況により公園、河川敷等の野外に設置することもある。

◆ ランディングポイント（L P）

ヘリベース（H B）、フォワードベース（F B）以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点をいう。

◆ D M A T

災害派遣医療チーム。災害現場で救命措置等に対応できる機動性を備え、専門的なトレーニングを受けた医療チーム（医師、看護師、業務調整員）。

◆ S C U

航空搬送拠点臨時医療施設。航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。